平成 24 年度 広域型特別養護老人ホームの公募選定結果

事業者名	(仮称)社会福祉法人 福岡マリア会 設立準備会			選 定	
代表者名	設立代表者 種子田 吉郎			定員 100 人	
設置場所	八幡西区船越三丁目 (順位				
	評価項目		配点	評価	得点
	基本方針・	法人の経営理念	3.0	С	1.8
		施設の基本方針	3.0	С	1.8
		地域福祉の核となる取組み	3.0	С	1.8
		利用者への情報提供、情報公開	3.0	С	1.8
		利用者一人ひとりへのサービス提供	3.0	С	1.8
		サービスの質の向上策	3.0	С	1.8
		人材の確保と定着	3.0	С	1.8
		職員の育成、職場環境	3.0	С	1.8
		低所得者に対する配慮	3.0	С	1.8
		利用者の尊厳の保持	3.0	С	1.8
		苦情解決の仕組み	3.0	С	1.8
	運営方針に	事故防止対策及び事故発生時の対応	3.0	С	1.8
評価結果	関するもの	衛生管理等の対策	3.0	С	1.8
		非常災害対策	3.0	В	2.4
		虐待防止対策、身体拘束廃止	3.0	С	1.8
		個人情報保護対策	2.0	С	1.2
		地域との連携	3.0	С	1.8
		地域住民への生活支援	3.0	С	1.8
		認知症高齢者ケア	3.0	В	2.4
		ユニットケア(個別ケア)の実現	3.0	С	1.8
		医療と介護の連携	3.0	В	2.4
		事業計画の具体性・実現性と継続性	15.0	С	9.0
		小 計	77.0	1	48.0
		環境への配慮	2.0	С	1.2
		施設面での特徴	5.0	С	3.0
	施設の特徴	その他創意工夫や取組みの特徴	3.0	С	1.8
	に関するもの	立地面での特徴	10.0	В	8.0
		設置場所	3.0	D	1.2
		小 計	23.0	-	15.2
	加点前の評価点		100.0	-	63.2
	定	5.0	有	5.0	
	総 合 点 105.0			-	68.2

評価レベル	乗率	
А	100%	特に優れている(高度な能力を有している)
В	80%	優れている(十分な能力を有している)
С	60%	普通(一応の能力を有している)
D	40%	不十分である
E	0%	不適切である

事業者名 (仮称)社会福祉法人 福岡マリア会 設立準備会 選定理由 〔総評〕 今回の提案については、各評価項目について、「具体的な取組み」等が既存法人の 運営実績を踏まえた取組みとして具体的に記載されており、全体として評価できる内容 となっている。 特に「地域福祉の核となる取組み」「地域住民への生活支援」では、地域の課題を把 握したうえで、地域福祉の拠点としての役割を果たそうとする積極的な姿勢が見られ、 評価できる。 その主な項目についての評価は以下のとおりである。 〔項目ごとの評価〕 「非常災害対策」では、職員用と利用者用のマニュアルを作成することや地域との連 携、関係機関一覧の掲示、非常食の量、搬送方法の分類、電池確認等の点検、非常 用発電装置の設置など、具体的に記述されている。 「認知症高齢者ケア」では、昼夜の着替え、1日の活動や四季を通しての時間的感 覚の保持や専門医との連携など具体的に記述されており、また、認知症について理解 し、ケアの工夫をしようという姿勢が見られる。更に、地域に対しても「健康教室」等を 開催し、認知症について啓発することで理解を得ようとするなど、施設が持つ知識を積 極的に還元するための取組みや既存法人の実績を踏まえた認知症ケアの取組みが 具体的に記述されている。 「医療と介護の連携」では、介護職員と看護職員の連携、目的別マニュアルの整備、 協力病院による救急診療、喀痰吸引の手続き、看取りの体勢等について、具体的に提 案されている。また、医療的管理が必要になった場合の対応についても記述されてい 「設置場所」では、既存の特別養護老人ホームが近隣にあるためマイナス評価とな った。 付帯条件 指定までに既存の事業所が実地指導等で指摘を受けた場合は、指摘事項について 改善を行うこと。また、返還金等が発生した場合は誠実に返還すること。 指定までの期間も継続的に地域住民への説明を行い、理解と協力を得られるよう に努めること。 選定後の図面協議により、市から設計変更等の要請があった場合は必ず応じるこ と。この協議が終了しなければ、入札・工事には着手できないこと。 開設予定地の自治会等の地縁による団体に加入するなどして、地域との交流に努 めるとともに、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めること。 介護予防の拠点と地域交流の場としての役割を果たすとともに、地域福祉・地域医 療とのネットワークの強化に努め、地域における在宅支援の介護拠点を目指すこと。 社会福祉法人による利用者負担軽減制度を積極的に活用するなど、低所得者への 配慮を十分に行うこと。 ユニットケアの理念に基づき、入所者の生活が入所前の居宅における生活と連続し たものとなるよう支援するとともに、入所者の個性を尊重し、ゆとりある暮らし、生きが いを感じられる暮らしを実現できるよう努めること。 提案の早期実現に向け、ユニット型施設としての十分な組織体制を整えるとともに、 開設を安全・円滑に行うため、事前の職員研修等の準備を徹底すること。また、職員の

広域型特別養護老人ホームの適切な運営において、施設長の役割・責務は重要であることから、施設長自身も研修や勉強会等に積極的に参加することにより、施設運営に関する知識等を一層深めること。

キャリアアップを図るための支援を一層充実させること。

その他 分科会及び 審査会意見

たんの吸引や胃ろうなど医療ニーズの高い入所者の受け入れや、口腔ケアの充実、ターミナルケアの実施などについて、医療機関等との連携を強化し、増加する需要に応えてほしい。

職員の賃金を引き上げることなど処遇の向上に努め、離職を減らすことにより、入所者へのサービスの向上に繋げて欲しい。特に介護職員の賃金については十分な配慮を行うこと。

特別養護老人ホームの運営においては、入所者の処遇はもとより、運営管理、人事管理、地域交流等の全体の統括を施設長が行うこととなる。特に規模の大きな特別養護老人ホームでは施設長の負担が大きくなるため、法人全体でバックアップできるよう、施設の主要な役職(生活相談員・介護支援専門員・看護主任・介護主任等)には介護保険施設の従事経験者を起用するなど、万全の人員体制を整えること。

遠方に在住する理事が多いが、理事会の開催に際しては書面表決に頼らず、極力 全員が出席して議決すること。

社会福祉法人として地域に密着した運営を行うため、理事に地域住民の代表者(民生委員・自治会長等)を起用すること。

法人運営において多様な視点で判断する必要があるので、理事に女性を起用すること。